

我が国における国際仲裁の活用の着実な推進を考える実務研究会(第7回)

第1 日 時 令和5年12月26日(火) 午後3時～午後5時

第2 場 所 法務省会議室(オンライン併用)

第3 出席者(敬称略)

(座長)

山本和彦

(委員)

東貴裕、小川新志、小原淳見、高取芳宏、中山紘行

(関係府省庁)

南部晋太郎内閣官房内閣参事官(内閣官房副長官補付)、松本剛法務省大臣官房国際課長、吉川尚文経済産業省貿易経済協力局貿易振興課長、宮崎文康法務省大臣官房国際課付

(オンライン出席)

内閣府、スポーツ庁

第4 議事概要

1 意見交換

○山本座長 前は、資料1の論点1の総論的な部分について皆さんに御議論を頂きました。本日は、引き続きまして論点2以降、論点は6までありますけれども、それぞれについて委員の皆様に御議論いただければと考えております。前回申し上げましたとおり、本日の研究会において、各論点について一通りの議論をしていただいて、来月の研究会におきまして報告書の取りまとめに向けて審議を進めたいというふうに思っております。御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、この論点2、我が国が仲裁地として国内外のユーザーに選ばれるために必要な国際的な評価向上のための環境整備。これにつきまして、法制度の整備、運用環境の整備と、それから仲裁機関の国際的な評価向上のための取組という二つ大きな論点がありますが、特段区分いたしませんので、この論点2、どの点からでも結構ですので、御意見のある方は挙手をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。小川委員、お願いいたします。

○小川委員 小川です。この論点 2 の①に関連するところと、後の論点 3 ですとか、あるいは最後の論点、国とか政府の仲裁振興事業を行うに当たって政府、国の関与の在り方はどうあるべきか、というところについて、前回の研究会の議論も踏まえて一つ思うところがありましたので発言をしたいと思います。前回、国として国際仲裁を活性化する、なぜ政策的にする必要があるのかということで、一つ法の支配の貫徹ということが議論になっていました。

前回、私の記憶が正しければ東委員の方から、この点について若干コメントがあったと思います。つまり、紛争解決の手段としての国際仲裁というプラットフォームを通じて、法の支配を貫徹するという場合に、どうしても欠かせないのがやはり外国仲裁判断のスムーズな承認及び執行というところだろうと思います。特に日本においてそういった仲裁フレンドリーな法制度あるいは、その運用環境を整備し、そういったことを啓発あるいは広報活動するということも重要だと思うのですが、やはり外国、特に先日の話題が上がっているところだとアジアですとか東南アジア、こういった国々で外国仲裁判断をスムーズに承認・執行してもらえ体制が整っているということが、ひいては国際取引の円滑な実施というところに深く結びついてくるのだろうと思います。

その中で、もし日本として法の支配の貫徹という観点からプレゼンスを示すということだと、例えば、外国の仲裁判断の承認・執行をより一層スムーズに行うための何らかの国同士の対話ですとか、そういったことをトピックにしたイベントといったものを実施するということは、一つ法の支配の貫徹という観点からは重要なのではないかと思います。特に先日、日 ASEAN の法務大臣会合のイベントを成功しましたが、そういった日 ASEAN という枠組みも使いながら、そういった意味での法の支配を積極的に後押しするという意味での取組というのは、長期的に言えば日本のプレゼンスを高めるということにも資するのではないかと思います。抽象的な話ではあるのですが、前回の議論も踏まえながら一言まずはコメントさせていただきたいと思います。

○山本座長 ありがとうございます。小原委員、お願いいたします。

○小原委員 小原でございます。ありがとうございます。いくつかポイントがあるのですが、まず、項目でお話をさせていただいて、中に深入りする場合には、また追って他の方の御意見も承りながら進めたいと思います。ですので、簡単にコメント的なことだけさせていただこうと思います。

今、拝見しております論点 2 の一つ目の仲裁フレンドリーな法制度整備、運用環境整備のところでございますが、既に仲裁法の改正、それから外国弁護士が日本で仲裁代理人又は調停の代理人となることに関して、必要な法改正が進んでいるかと思いますが、これに加えて、さらに諸外国で取られている海外からのユーザーにフレンドリーな法制度としては、例えば調停又は仲裁目的での入国手続の簡素化、こういったこ

ともあるかと思うので、まだまだ法制度整備の関係でできることがあるかというふう
に思いますし、また、仲裁振興という大きな枠組みの法律を作っていくことができれ
ば、それは、また今後、仲裁振興を更に進めていく良いツールになるかと思うので
で、包括的な仲裁振興法ということも一つ考慮いただければと思います。

次に我が国を拠点とする仲裁機関の国際的評価の向上のための取組でございま
すが、これは日本の仲裁機関、海外の仲裁機関が、活動がしやすいようにするという
ことが大事かと思っておりますし、日本にある仲裁機関としては、JCAA の国際的評価
を更に高めるには何をしたらよいのか。この二つの観点、つまり既存の JCAA の更な
る強化と、それから海外の仲裁機関の日本でのより活動のしやすさという意味で何が
できるのか、又は海外の仲裁機関との、それから JCAA の一体となった、日本の仲裁
振興のために何ができるかといったような、いろいろな企画があってもよいかと思いま
した。

JCAA の更なる強化という意味では、ここに上がっております②、③、④、⑤は、い
ずれも優れた指摘ではないかと思っております。仲裁規則に関しては、日本の独自性
を生かす観点も重要ですが、海外の幅広いユーザーにとっても使いやすい規則であ
るためにどのようにバランスを取っていくべきかについて、海外のユーザーも取り込ん
だ形で今後協議を進めていく必要があり、今この会議で内容を固める話ではないと思
います。正に内外のユーザーの声を聞くのがよいのではないかと思います。

○山本座長 ありがとうございます。高取委員、どうぞ。

○高取委員 今の両先生のお話はいずれも賛成です。私は、日弁連の推薦により委員
になっておりますので、日弁連の代表の意見を完全に集約しているものではないので
すが、適宜、公式・非公式のチャンネルを通じて自分なりに情報・意見の収集をしてい
ました。その上で、正に今御発言があったように JCAA の今後の日本の仲裁振興にお
ける重要性に鑑み、頑張っていたただきたいだけではなくて、我々も支えて頑張ってい
く必要がある。具体的に、論点 2 の③・④について仲裁規則の在り方、及びその合理
的な理由が重要でそれがいくつかありますが、なかなか海外に向けてきちんと発信さ
れていない。ここは具体的に、改善というよりはプッシュが必要なところだと思っていま
す。

それから④には、仲裁人報酬の在り方の整理と書いてありますが、できれば整理だ
けでなく検討が必要と考えます。これは確かフリーマン先生のインタビューや、ラーズ・
マーケルト先生のインタビューでも出ていたと思うのですが、やはり国際的なスタン
ダードに照らして低すぎる点が、リソースとしての仲裁人や日本における仲裁のプレゼン
スの低さにつながっていると思います。ただ、一方で JCAA としては、やはり迅速なも
のを安く提供するという売りがあることも理解しますので、そのバランスだとは思いま

すが、やはり報酬のスタンダードが高く、クオリティの高い仲裁人のレベルを日本でもリソースとしてそろえるべきという声が日弁連でも、我々の所属するワーキンググループでも大きかったので、付け加えさせていただきます。以上です。

○山本座長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。東委員、どうぞ。

○東委員 東でございます。今、先生方から御意見いただいたところは、いずれも賛成でございますが、若干コメントを追加させていただきます。上から①のところでございますが、裁判官への啓発活動ということに加えて、このヒアリング結果の中にもございましたが、日本の裁判所での仲裁に関する判断がタイムリーに発信をされ、かつ、それが英語で発信されるということが非常に大事だというのは、ヒアリング結果の中からも伺え、そのとおりなのかなというふうに思っております。裁判所を啓発するだけではなくて、裁判所から発信していくことをサポートないしは促進していくことも一つ重要なのではないかなというのが1点目でございます。

それから2点目としまして、先ほど小川委員の方からも御指摘を頂きました、ユーザーの立場からしますと、やはり国際仲裁を使うメリットの一つとして、ちゃんと執行までできるということが大事でございます。そこに向けた活動というのは、やはり私も大事だと思いますし、その意味で、⑤では仲裁機関との連携というのが記載にございますが、今みたいな話になりますと、仲裁機関同士というよりは、国と国、といいますか、各国への法制度支援は法務省さんの方でも、これまでもいろいろされていらっしゃると思いますが、そのアイテムの一つとして加えていただくようなことができるならば、一つ有益なのではなかろうかというふうに思いました。

それから、すみません順不同になりましたが、②のところ、この海外の仲裁人材の取り込みというのは非常に大事だということは、今回の一連のヒアリングで実感しておりますが、実際にケースマネジメントないし運営だけではなくて、プロモーションしていく側にも、積極的にそういった海外の仲裁の実務家なり海外と繋がりがしっかりとある方を巻き込んでやっていくということができないかと思っております。といいますのは、やはりユーザーの立場からしますと、余り難しい組織運営ですとか、あるいは組織がどうというよりは、日本人ばかりが日本の仲裁は良いよと宣伝するのではなくて、海外の仲裁をよく知っている人から、最近日本も変わったねと、非常に日本の制度も進歩しているよというふうに言ってもらえることが、一つイメージの向上、プレゼンスの向上に有益なのではないかという意味で、そういったプロモーションも一つ強調し、そこで海外の方を巻き込んでいくということも追加できたらなというふうに思いました。以上でございます。

○山本座長 ありがとうございます。高取委員、どうぞ。

○高取委員 一点言及し忘れていたので追加します。この⑤について、今も御発言がありましたが、仲裁機関を国内外にアピールし、海外仲裁機関等との連携をするという意味では、先ほど申し上げたように日弁連の大勢の声としても、やはり JCAA に頑張っていたきたいのはもちろんあります。プラス、やはり ICC とか SIAC とか、具体的に他の海外の仲裁機関との連携が必要という声も大きいと認識しています。それから、これは私の考えですが、やはり CIArb 等を含めてトレーニング機関ですとか学者さんの研究機関ですとか、もしこれがそういうものも含むという意味であればそれでいいのですが、基本的には、そういう研究機関、トレーニング機関との連携、これを先日の JCAA の北川理事長のお話でも協力していくということを言われていたので、そこを更に推し進めることが重要かと思います。以上です。

○山本座長 ありがとうございます。他にいかがですか。小川委員、どうぞ。

○小川委員 小川です。コメントいただいたところと関連して少しコメントさせていただきたいと思います。まず、1 のところの、先ほど東委員からコメントがありました日本の仲裁に関連する法制度あるいは仲裁に関連する裁判所の決定・判断についての発信ということが重要であるという御指摘がありまして、これは発言してもいいと思うのですが、先日、ビジネスコートの民事第 8 部でしたか、今後仲裁関連事件について東京地裁が管轄をする事件については集中的に仲裁関連の事件を扱うということなのですが、ここの裁判官の方複数名と JCAA で意見交換をしました。私は参加できないという非常に残念な事態にはなったのですが、ただ、結論的には、今後そういった仲裁機関あるいは仲裁の実務家、企業の方、そして裁判所が、こういった形で特に先ほど申し上げたような裁判所の審理体制ですとか、あるいは仲裁法に関連する裁判所の判断・決定の、より広く、対外的な発信ですとか、そういったところでどういうふうに協力をしていけるのかということについても、今後継続的に検討をしていくということになりましたので、そういった意味で、少しずつですが実際に民事第 8 部の事件の集中管理ということも下敷きにして、仲裁に携わる方々と裁判官との意見交換並びに協力関係というのは、私は今後発展していくのだろうと思います。具体的にまだこれからということになりますが、最近の動きとして1つ付け加えさせていただきたいと思います。

○山本座長 ありがとうございます。小原委員、どうぞ。

○小原委員 ありがとうございます。小原でございます。2 点。1 点目は補足。2 点目は新しい問題について述べます。1 点目は、この二つ目の②ところでございますが、海外人材の日本の仲裁機関への取り込みというふうに書かれておりますが、海外人材を

取り込むのもよろしいですが、JCAA の人材が著名な国際機関でトレーニングをうけるのも効果的であると思います。例えば KCAB ではケースマネジメントのスタッフメンバーが米国の ICDR (AAA の国際仲裁機関) でケースマネジメントのトレーニングをオンザジョブで行ったと伺っています。いま現に JCAA で、例えば、ケースマネジメントを御担当されている方が、海外の著名な仲裁機関で、例えばインターンのような形で研修を受け、ケースマネジメントを実地で見えてくることで、JCAA でも海外の著名な国際仲裁機関のケースマネジメントと同等の質のサービスを提供していますというようなことが宣伝するのも一案です。

二つ目が、こういった②、③、④、⑤に書かれている様々な提言は、いずれも素晴らしいものだと思いますが、やはり元手がないとできないところも大きいかと思います。たとえば、海外の著名な仲裁人が様々な仲裁機関のコートメンバーになって仲裁機関の運営に貢献していますが、コートメンバーに報酬は支払っていません。他方で、JCAA が海外の著名仲裁人をコートメンバーとして取り込み、JCAA の活動に生かしていくにあたって、JCAA 内部で対応するスタッフが必要となると思います。そういったスタッフィングの問題に対し金銭的にどのようにサポートしていくのかという問題も考えていかなければいけないと思います。

○山本座長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。この①から⑤までそれぞれコメントないし新たな提案も含めて頂いたのではないかと思います。基本的には書かれている骨子については概ね異論はなく、それに加えていろいろ新たに御質問を頂いたのですが、よろしいでしょうか。それでは、いずれも関連していますので、後ほど言及いただくということはあるかと思いますが、一応、この論点 2 についてはこの辺にさせていただきます。

引き続きまして、③、④、⑤では、より各論的な話になろうかと思いますが、まず論点 3 です。国内外の企業あるいは法律実務家等に向けた意識啓発・広報の問題。今、既にプロモーション等で触れていただいたところはあるかと思いますが、ここでは国内外共通の問題、それから対国内の問題、対海外の問題ということに分けて項目を挙げていただいています。これも特段区切りませんので、どの点からでも結構です。で、この意識啓発・広報の問題について御意見を頂ければと思います。では、高取委員、どうぞ。

○高取委員 高取です。海外のところの⑩に関連する具体案ですが、若干申し上げたかもしれませんが、大陸法にルーツを持つ国としてドイツ・韓国等とあるところに、せっかくですので、可能かつ適切であれば、現在法務省がアップロードしている国際模擬仲裁についてもスイスのチェアが担当していますし、やはりスイスの関係者にもインタ

ビューをしましたので、大陸法であり、かつ、例えばスポーツ仲裁においてもリード的な国ですので、スイスも加えるとより良いと考えます。

また、法制度のアピールというところで閉じていますが、ここもせっかくでしたら、例えば、日本としてアジアを含めてリーダーシップを取るようなことを言及してよいのではないかと考えます。これは前回議論しました論点 1 のところの目標において、日本がリーダーシップを取るということを、今回のドラフトは入っていませんが、そういう方向で、もし追記を検討していくのであれば、それに平仄を合わせて論点 3 のところも日本の取るべきリーダーシップについて何らかの形で言及してもよいのではないかと思います。以上です。

○山本座長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。では、東委員、お願いします。

○東委員 論点 3 の①から⑪まで挙げていただいたところは、いずれも有益な活動だというふうには思っておりますが、一つ私が分かっていないのかなというのが、では、誰が、どうやって、こうした取組をやっていくかというところでございまして、これまでのヒアリングの中でも、仲裁機関であれ、あるいは JIDRC ですか JAA ですか、いろいろな機関が、それぞれに有益と思う活動に取り組んでいらっしゃるのですが、こういった今お示しいただいているような形で系統立てといいますか、国を挙げて取組をしようという中では、やはりターゲットを決めるといいますか、関係する仲裁を振興しようという皆さんで、これは後の論点でも出てくると思うのですが、より連携をして、その中で、ターゲットを決めて誰が何をやるというところをしっかりリード、あるいはゴールを持って取り組むということが大事になってくるのではないかと漠然とした思いではございますが、それが大事かというふうに思っております。

○山本座長 ありがとうございます。大変重要な御指摘かと思います。他にいかがでしょうか。中山委員、お願いします。

○中山委員 中山です。失礼いたします。私の方からは、特にこの対国内、⑤に書かれております点でございしますが、国内紛争解決にも当てはまる仲裁の利点を広報するというを書かれてはいるのですが、今までの話の中で、やはり総じて中小企業、そもそもこの仲裁というのは長期的戦略が必ず必要だというのが明白でございまして、その中で、長期的かつ、JCAA とか JIDRC のその伴走的な部分というのが見えにくい部分があるのです。その啓発したり広報活動というのは一方的な視点が多くある中で、活用するユーザー側がもっと活用したことに対する利点という、いわゆる裁判まで短期間であるとか、そういったことは見えているのですが、一方で、この費用的な部分

も割と、利点の部分が出せるであつたり、例えば、難しいのでしょうけれども、やはり経産省さんから補助金が出るとか、何かそういったようなもっと伴走的な部分がしっかりと御提供できるような中身になれば、活用しやすいのではなかろうかというふうに思っております。その一点でございます。

○山本座長 ありがとうございます。コスト的な点で大変重要なコメントをありがとうございます。他にいかがでしょうか。小原委員、お願いします。

○小原委員 ありがとうございます。小原でございます。ここに書かれていることはいずれも適切なことかと思ひますし、先生方の御意見はいずれももっともかと思ひます。ただ、表現の仕方として気になっているところが②と、⑪大陸法のニーズに対応可能な法制度のアピールというところです。

まず、②のところですが、これは前回もかなりホットな議論になったところですが、その調停と仲裁を両方活かしていくのに異論のないところかと思ひます。他方で、調停と仲裁の組み合わせについては、例えば調停を仲裁に先立ち行う規定を設けたり、いろんなパターンで調停を活用する余地があると思ひます。この Arb-Med-Arb というのは、おそらく、シンガポール条約がなかった時代にどうやって調停に基づく和解に仲裁判断と同じ執行力を持たせるかが問題となったときに、シンガポールが SIMC と SIAC で組んで Arb-Med-Arb というパッケージを作ってセールスをしはじめたところから用語が広がった面もあるかと思ひます。もっとも、報告書案に記載された Arb-Med-Arb は、そのパターンではなくて、言ってみれば日本の裁判官のように、仲裁人が調停を行い、調停が不調の場合には仲裁人として判断を行うパターンを想定していると思ひます。その理解が正しければ、Arb-Med-Arb を最終的にどういう表現を報告書に盛り込むかについては、仲裁人が調停人を兼ねる Arb-Med-Arb にはグローバルに拒否反応が強いことを踏まえ、グローバルに違和感のない形の表現にしておいた方がよいかと思ひます。

⑪大陸法のニーズに対応可能な法制度のアピールという点についても、グローバルなユーザーにアピールをしつつ、大陸法のメリットをどう生かすか、先ほど中山委員がおっしゃったコストにも関連してくるところかと思ひますが、その辺りをうまく、どうアピールしていくのかというところが一つポイントになってきますので、うまい形で報告書がまとまるとよいなと思っております。

○山本座長 ありがとうございます。高取委員、どうぞ。

○高取委員 高取です。ここで論争するつもりはないのですが、私は、この②の表現はこのままでよいと思ひています。この点少し気になって、日弁連の実務家含めて 5、6 名

ですかね、Leading arbitrator 等にも確認しましたが、Arb-Med-Arb というのは、その組み合わせ自体で、直ちに大陸法を想起させるものではなくて、例えば先ほど言及しました法務省の方でアップロードしていただいている国際模擬仲裁においても、国際的なスタンダードの Arb-Med-Arb を実演しており特に大陸法を意識しているものではありません。むしろ一般的なもっと広い意味で使用されており先般行った ICC のイベント等でも、Arb-Med-Arb をグローバルなスタンダードとしてテーマとして取り上げていましたし、このグローバルスタンダードの表現としては、私はこれでよいと思っています。

その論点と、さらに⑩の大陸法のニーズに対応可能な、例えば仲裁人と調停人が同一でよいのかとか、調停における心証をその後の仲裁に引き継がないことでよいのかとか、同じ Arb-Med-Arb におけるプラクティスの運用の違いを区別すべきだと考えますので表現はこれでよいと思っています。

○山本座長 ありがとうございます。その辺りは前回もその検討でかなり意見が出たところですので、法務省の宿命というのですか、それはどういう視点でどういう表現で、あるいは内容も含めて更に検討いただければと思います。他にいかがでしょうか。小川委員、どうぞ。

○小川委員 小川です。海外のお話はまたこの後ということで、まず国内という視点から、③ですかね、国内企業の意識啓発を目的とした国内企業の代理人や顧問弁護士として、特にここだと思うのですが、契約締結交渉に携わる弁護士への意識啓発というところですね。小松先生ですかね、ヒアリングで小松先生がコメントされていた中に、やはり仲裁地ですとか仲裁機関を選ぶというのは、結構そのイメージで選んでいるのではないかという御指摘があり、実際に仲裁条項を書くという場面でも、あまり仲裁のいわゆる手続代理ですとか、そういった仲裁実務で活躍されている方に、そのドラフトについてコメントを求めるということがあまり多くないのではないかなという実態の中で仲裁地というのが選ばれているというような問題意識はありました。したがって、これはかなりコロナ禍の中でオンラインセミナー等も活用しながら意識的にセミナー等を行っていたところがあるのですが、なおここは重点的に、後で連携というところで、例えば日弁連ですとか弁護士会とか、従前行ってきたこの連携関係についてどういった形で更に進めていくのかということについても、やはり今後議論をしていかないといけないかと思っています。

特にこれは新田先生のヒアリングでのコメントの中であったと思うのですが、中小企業の方は、契約交渉については、いわゆるコンサルの方にはアドバイスを求めても、なかなか弁護士の方に契約交渉のアドバイスを、特に地方の企業であればということだと思うのですが、求めることが多くないということがあったと思います。実際に私が経

験した例の中では、例えば、契約交渉の中で日本企業の方が仲裁地をどうしたらよいかということでコンサルの方に話を聞いたら、香港とかはよいのではないかとか、第三国であればうまく交渉がまとまるのではないかという形で、そうか、という形で香港を仲裁地を選んだ。実際に紛争になったら、何で香港なのだという話になって、その後に日本企業側に付いた弁護士の方が、紛争が生じた後に和解契約と言う形で巻き直して、その中で JCAA、日本仲裁ということを入れ込んだ。それはお互いの当事者にとって、香港で仲裁するよりも日本、あるいは、その相手の国で仲裁した方がコスト面も含めて円滑に解決できるということのようでした。そういった例があったことも聞いていますと、先ほどプレゼンスという意味でいろいろ国としてのプレゼンスですとか仲裁機関としてのプレゼンスですとかという話がありましたが、やはり契約交渉段階で相談してもらえただけの弁護士のプレゼンスというものをどういった形で高めるか。具体的なアイデアがあるわけではないのですが、実際に紛争になったら代理するのは弁護士の方なので、より一層その仲裁地をどこを選択するかということに関しては、より考えるインセンティブがあるのは契約交渉の段階でアドバイスができる弁護士の方だと思います。その意味での、とりわけ中小企業の方に対する弁護士のプレゼンスをどうやったら高められるかというのが、私としては、やはり問題意識としては大きいところです。

ですので、例えばセミナーとかを打つにしても、弁護士事務所が、例えば M&A の契約について何かセミナーをするというときに、やはり、そこで一緒にセットで紛争解決についてもテーマとして織り込んでいただくですとか、この点はコロナ前に JETRO と一時期いくつか共同して行ったものではあるのですが、例えばベトナム進出セミナーですとか、インドネシア進出セミナーですとか、そういった特定の進出関係のセミナーで、進出だけではなくて紛争あるいは契約の重要性あるいは紛争解決の仲裁地等々の選択の重要性というものも一緒にセットにして宣伝しておくということが、引き続きこれから非常に重要になってくるかというふうに思います。

後は、今後、日本を仲裁地として契約に入れてもらうということを考えたときに、やはり輸出企業のみならず、輸入といいますか、やはり日本が買う側の取引についても、こういった企業の層にもアプローチをしていくということは今後も重要になってくるかと思えますし、あるいは国内企業といっても、例えば一方当事者の代表者が外国の方とか、最近、実はそういった仲裁事件は JCAA で増えているのですが、そういった方は、むしろ日本で裁判をやるよりも仲裁の方がハードルが低いということがあって、日本を仲裁地として JCAA の仲裁が紛争解決条項に入ることがあり、実際に事件としてそういうことが出てきておりますので、そういった国内企業と一口で言ってもいろいろな分類ができると思いますので、地道ではあるのですがそういったところに様々な形でアプローチをしていくということは引き続き重要かと思えます。

○山本座長 ありがとうございます。どうぞ、小原委員。

○小原委員 ありがとうございます。小原でございます。ドラフトに書かれていない新しいポイントとして一つ付け加えさせていただきます。例えば、国、地方自治体が取引をするときに、その中に JCAA などの仲裁条項を入れていくというようなアプローチを取る、又は国のみならず例えば独立行政法人とか、そういった団体に仲裁条項を推奨するとか、何か国側で仲裁を使うことをエンカレッジするようなアプローチを取られてもよいかと思います。これはもちろん一方的に押し付けるではなく、それらの団体に理解をしていただきながら、仲裁のメリットや重要性を理解していただいた上で、雛形に入れて頂いてはどうでしょうか。諸外国を見たとしても、国又は国営企業がまず仲裁条項を求めてくる、場合によっては、その国の仲裁機関を利用を求めてくることもあるようです。我が国でも既に一部行われているとも聞いてはおりますが、その辺り具体的に何が行われていて、更に国としてできる余地がないのかにういても御検討ください。以上です。

○山本座長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。東委員、お願いします。

○東委員 確認だけと思っておりますが、この意識啓発方法で何をアピールしていくかという話、これは誰にというところは書いてあるのですが、何をというところがはっきりとは書いていないと思います。前回も議論いたしました論点 1 の話からしますと、この第三国仲裁については積極的にこのアピールをしていくということと理解しておりまして、その辺はこの①～⑪の中でいいますと、主に⑦、⑨、⑪といった辺りで第三国仲裁を積極的にアピールしていくということなのだろうというふうに理解いたしております。

ただ、ではそれをどうするのかというのは、前回の議論でもあったとおり、なかなかそう容易なことではないという理解の中で、この⑦をどのように進めるのか。私としては、シンガポールにおいて国と仲裁機関が一体となって非常に強力に各国にプロモーションしてきたことが非常に印象的で、我が国も、JCAA はもちろんとは思いますが、仲裁機関だけではなくて国の積極的なサポートと共にこういったイベントを開催していくことが、これから第三国仲裁を引っ張ってくるという意味では、やはり非常に大事になってくるのではないかというふうに思っております。以上です。

○山本座長 ありがとうございます。どうぞ、高取委員。

○高取委員 せっかくなので 1 点追加させてください。今のお話を聞いていて想起したのですが、⑨に関連して、ICC 等の海外の仲裁機関と連携した広報について、先程来議論されているように、日本が海外ないしは海外の実務家からどう見られているか、そのアピランスはやはり非常に重要で、現在はどうかという、日本は JCAA があり、

JAA があり、JIDRC があり、どれがどれだかそのやっていることもよく分かりませんと。海外の弁護士でさえもどうなっているのかわからないと思っている。実は日本の弁護士でさえもよく分かっていない方が多く、そのアピアランスのクリアといえますか、日本で仲裁ないしは日本の仲裁機関を使うとどうなるのかという具体的なアピアランスの見せ方、これをどう伝えていくかという方法論が非常に重要だと思います。それを⑨の辺りにうまく記載して、現時点でかなり混乱しているという、ないしは不平をもらうということがとても多いので、そこをクリーンにすることを目指す文言ないしは方向性等を記載するとより良くなるのではないかと思います。以上です。

○山本座長 ありがとうございます。今の点は、先ほど東さんが言われた「誰が何をやるか」という問題とも密接に関連していると思いますが、いかがでしょうか。他にないでしょうか。基本的に①～⑪と項目は多いですが、⑧のように先ほどのところで論点 2 で議論いただいた点もありますが、概ねそれぞれについて言及いただけたと思います。

一点先ほど中山委員から御指摘があったユーザー側のコストの問題として、国からの補助金等のサポートをとというものがどうかというような御指摘もありましたが、この点について何か国側から経産省を含めてコメントがあればというふうに思いますが、何かございますでしょうか。

○松本国際課長 法務省の立場として、個々の利用者への補助金等というのはなかなか法務省的には厳しいかというところは正直ございますが、それ以外の論点でお話の出ていたところ、例えば、今お話があったように、仲裁機関とコラボした上でのプロモーションへの協力、もちろん予算とか人員とかの問題はございますが、可能な範囲で行っていくことは十分に可能だと考えております。

また、先ほどの論点のところでも小川委員からのお話で出ました各国での仲裁判断の執行の可能性を高めるような何らかの活動というようなことも、今年の 7 月に行った日 ASEAN の法務大臣会合等でのワークプランでも、仲裁に関する活動内容というのはしっかり書き込まれておりますので、今後具体的にどういう仕立てになっていくかというのはさておきとして、関連するような活動というのはいずれ実施していくことは可能ですし、そのつもりもございますので、そちらの方で対処することはできると考えております。

○山本座長 ありがとうございます。経産省さん、先ほど中山委員の方から伴走型といえますか、やはり仲裁の利点という意味でユーザー側のコストの低減ということが、特に中小企業の場合にポイントになるのではないかと御指摘があり、そして、例えば、取引ごとで経産省あるいは国から補助金等のサポートというものが何かないのかと

いう御趣旨のコメントがありました。それについて経産省の方で何かコメント等があるのでしょうかということを伺います。

○吉川貿易振興課長 ありがとうございます。特に補助等の検討はしておりませんというのが御回答になりますが、そういう御意見があったことは承りました。以上です。

○山本座長 承知しました。それでは、小川委員、お願いします。

○小川委員 海外の点について、直近 JCAA として行っていることを、特にこの⑥とかに関連するところもありますので、少し補足的にコメントさせていただきたいと思います。正に先ほど法務省の方からコメントがありましたが、外国向けの広報というよりも、重要なキーワードはプレゼンスとか存在感かということだと思うのです。最近コロナも明けて JCAA の事務所にも外国の実務家の方が訪問等して下さることが増えてきて、そこで意見交換というのを毎回させていただいているのですが、なかなか、まだ JCAA あるいは日本の存在感というのが、少し上向き加減ではあるけれどもまだ十分ではないというようなコメントを頂いているところでして、そこは、どういうふうな形で存在感を示していくのかということです。今まではオンラインで、これは国内向けも含めて、あるいは外国向けも含めてオンラインを積極的に活用しながら、できるだけ名前を知ってもらうということを活動として行ってきたわけなのですが、今後は、外国から見た日本というのが、どういうものかという御指摘が高取先生からありましたが、積極的に外に出て行って、外国の方から見たときに日本がどう見えるのかということについて、やはりざっくばらんにといいますか、率直な意見も聞いていくという地道な作業が今後は必要になってくるかと思います。

それをどういった形で実現するかというのは、また別の問題ですし、イベントというのは一つのツールになるのではないかと思います。その意味で、先ほど私がコメントしました外国仲裁判断の承認・執行をより円滑に、それによって法の支配の貫徹というものを日本のプレゼンスとしても示していくということ。先ほど東委員がどういった形で外国の人を巻き込んでいくのかという話がありましたが、国としては外国を巻き込んでいき、民間は民間で外国の人を巻き込んでいくということの、そういう積み重ねのようなことが今後重要になってくるかというふうに思います。

外国広報ということで、来年の 3 月に California International Arbitration Week というイベントがあつて、そこで JCAA のセッションを一つ勝ち取りましたので、私もカリフォルニアに行ってパネリストとして日本とカリフォルニアの両方に向けたセッションということを行っていきます。そういったことを続けていかなければならないですし、そのために広報活動、特に外国の広報活動で、費用というのは発生するということがありますので、もし先ほど国からどういった形で予算的な措置があるのか、それがあるとすればど

ういった内容かということが少し議論になっておりましたが、ここの広報的なところが一つ、もし予算措置があるようなのであれば、一つの対象としては十分候補になるのではないかというふうに個人的には思っていますし、やはり皆さん周りの人が一緒になって出ていって、国も含めて出ていっていただけると私としても心強いというところもありますので、その辺りは、それこそざっくばらんで終わるのですが、日本としての存在感を高めるために、そういった形で関係者全員が一丸となっているということ、オンラインではなくて実際外に出て現地でアピールしていくということは、これから非常に重要になってくるかというふうに思います。

○山本座長 ありがとうございます。どうぞ、高取委員。

○高取委員 、正に先月もカリフォルニア州法律家協会の皆様が元裁判官、仲裁人を含めて大挙して日本にやってきました、法務省にも後援していただき、冒頭に御挨拶していただき、それに先立って法務省の訪問等をさせていただきました。そのように、海外に行くだけではなくて海外からもやってくるのですね。そこで法務省からいただくサポートとしては、もちろん資金的なものもありますが、プラス先日のように後援をしていただくこともあります。それから、実際にイベントに参加をして話していただく。また、法務省を訪問して、カリフォルニアの弁護士たちにもなじんでいただけて非常に評判がよかったという実績もあります。これは非常に感謝をしていますし、そのように海外の弁護士会、弁護士ないしは法律家が来る機会を捉えて今、小川さんがおっしゃったように例えば California Arbitration Week への参加や、それから彼らがこちらに来たときのイベントへの参加やサポートを含めて、国と我々実務家と企業が連携して地道にプロモーションしていくということなのではないかと思います。以上です。

○山本座長 ありがとうございます。他によろしいでしょうか。それでは、この論点3については御議論いただけたかと思いますので、引き続きまして今度は論点4、人材育成の問題。この点もこれまでの議論あるいはヒアリング等で種々言及があったところで、事務局的にはこの①～④のような点を表題的に考えているということですが、これらについてのコメントあるいはそれ以外の人材育成の問題について、これも何でも結構ですので言及をいただければと思います。高取委員、お願いします。

○高取委員 すみません、最初に論点出し的にいいますと、この人材育成については日弁連の方からも、また、法務省からも、人材育成についてのインプットというのは期待されていますので、まず口火を切らせていただきますが、①の大学法学部、ロースクールを対象とした人材の掘り起こし。これも正に素晴らしい記述なのですが、これ

はできれば司法修習生を含めた、そういう人材の掘り起こし及びサポートとしたい。これは掘り起こすだけではなくて具体的なサポートが必要です。

それから、インカレコンペの実施。これも毎年やっているのですが、上智大学でインターカレッジコンペティションをやられており、既に法務省からも、既に5、6年にわたり、後援していただいています。先日も宮崎さんにも来ていただいて、実際にコンペの見学もしていただきました。これは追記すべきことかと思います。

また、例えば、法務省からお聞きすると、先ほど申し上げた国際模擬仲裁動画を含めて、その解説等選択型修習は非常に有益だったし、自分達もその将来を見据える上で、こういうプラクティスも実際するのだということで勉強になったと言ってくれる修習生が非常に多かったそうです。そのことをぜひ修習生についても追記していただければというふうに思います。以上です。

○山本座長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。小原委員、お願いします。

○小原委員 ありがとうございます。小原でございます。この人材育成の点は、前回のヒアリングの際に、道垣内先生の方から、人だけ先に進んでもしょうがないのではないかなという御指摘があったところだと思いますが、私も高取先生と全く同意見で、むしろ人がいないから、今、それこそ企業の周りの方々、弁護士が、仲裁を知らない、仲裁ができない、そういったことが仲裁の利用が進まないことのひとつかとは思っておりますので、人材育成が先に来るということで、私は、むしろあるべき姿なのではないかというふうに思っているところです。

それと、その人材育成といったときに、ここに正にもう指摘してあるように、仲裁そのものもそうですが、やはり仲裁でよく使われるコモンローの実務に精通しているということは、とても手続的にも実体法的にも重要なことだと思いますので、日本の学部にながらにしてコモンローの勉強ができるということは、実際、企業の中に入られてからも非常に便利なことかと、もう必須のことかと思っておりますので、②は本当に手続面だけではなく実務面、実体法面で人材育成をすることが重要かと思っております。

③の点ですが、今 CIArb の認定資格基準ということが表に出ておりまして、これも素晴らしい企画だと思いますし、有益なものだと思いますが、世の中には CIArb 以外にも様々な仲裁人のみならず仲裁代理人のトレーニングコースが提供されています。しかも、そのトレーニングコースはいろいろなレベルのトレーニングコースが準備されております。例えば、ICC もトレーニングコースを行っておりますし、それから、CIArb に対抗するような形のシンガポールの SIArb というのもトレーニングサービスを行っております。各地いろいろなトレーニングサービスがありますので、ぜひ、そういったことを広く日本の利用者にも周知して、その機会を提供できるようなアレンジをするとよいかと思っています。④については、また御相談させていただきます。

○山本座長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。小川委員、どうぞ。

○小川委員 小川です。ここで書いてある国際舞台で活躍する仲裁代理人の育成という意味では、その人材とは少し距離が開くかもしれませんが、契約に携わる弁護士の方により広く仲裁についての理解ですとか、あるいは仲裁地の選択がどういうことをもたらすのかということについての、理解していただける形で御説明をしていく、それについてやはり関心を、自分の業務範囲をより広くするという意味で理解していただけるのかという意味での育成という意味でも重要だと思います。

さらに申しますと、やはり企業の中にいらっしゃる、比較的大企業の方ですと企業内弁護士の方もいらっしゃると思いますが、そうでなくても、中山委員から以前話があったかと思うのですが、これからも海外進出、特に輸出の方は、国内市場だけに頼ってはいけないのだと。その中で契約の締結の重要性ですとか、あるいは締結した契約を実際に相手方が守らない場合に、仲裁という形で自らが選択した紛争解決法で最終的に利益の実現を図るのだと。そういったことが、ものすごく重要なのだということを理解していただける方を、広い意味でのこれは人材だと思うのですが、そういった方をどれだけを増やしていくのか。そのときに、では誰と協力して進めていくのがよいかということについては、また中山委員とも御相談をさせていただきたいと思いますが、そういった意味で人材は、アウトサイドカウンセルの方ももちろん重要ですが、企業の中にいる方の仲裁について理解ということもやはり併せて、人材の育成という意味では全体として重要なのかなということについて、論点4から少し離れるかもしれませんが、広い意味での人材の育成という枠内の議論だと思いますので、補足してコメントさせていただきたいと思います。

○山本座長 ありがとうございます。それは非常に重要なことだと思います。東委員、お願いします。

○東委員 私のコメントは、仲裁代理人の育成というところからは少し外れてしまうのですが、この②のコモンローの実務に精通した人材の育成が非常に有益だということは小原委員からも御指摘があつて、全くそのとおりだと思っております。それに一点付け加えますと、やはり企業の側で見ますと、まだまだ法務で英語を使いこなして海外の人たちと切った張ったをするですとか、その先の紛争もやり切るというようなところ自体がまだまだできる方が少ないというのが実態でございまして、仲裁に行く手前で、そもそも、そういう国際的な紛争自体にやはり心理的な難しさがあるというところがあります。コモンローの実務を教えていただくのならば、併せて、大学あるいはロースクールの時代から、英語で法務的なことを考えて議論しディベートをするというところを、今まで、

なかなかそこまでのことはできていないかという認識でおりますので、これからは国際舞台で活躍する法務人材というところを大きく捉えて取り組んでいただき、その中で、この仲裁についても、あるいはコモンローについてもより深めていくというようなことになると、企業の側からすると非常に良い循環になっていくかというふうに思っております。

○山本座長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。高取委員、どうぞ。

○高取委員 今良いコメントを頂きましたので、先ほど言及した上智で行っているインカレコンペは、英語でのバトルもありまして、非常に活発かつ高いレベルで行われています。それは法務省の宮崎さんにも御見学頂きました。また、例えば、東大のスクールでも英語で仲裁等紛争解決について教えておりますが、かなり伸びてきていると思いますので、正に東委員がおっしゃった方向性で更にそれを強化していくということが重要です。やる気と能力のある人が非常に増えていると実感します。これは注目すべきです。そこにお金を入れずして何に入れるのかという感じはしております。以上です。

○山本座長 小原委員、どうぞ。

○小原委員 小原でございます。せっかく良いコメントを頂きましたのでストレッチをさせていただきますと、インカレのコンペという意味では、上智のインカレのコンペも常に国際化している、つまり海外のオーストラリア、シンガポールの大学からも参加者がありますが、例えば VisMoot ですとか、グローバルにコンペティションが行われているイベントを自国に招致をするというのも、これまた仲裁地としての振興の一環として取っている国もあります。例えば、韓国では FDI、つまり投資協定仲裁のコンペティションを行っており、それによって仲裁地としての認知度を高めて効果も狙っていると理解しています。また、確か外務省様だと思いますがアジア・カップ、国際法の模擬裁判もグローバルに行って最後に日本で本戦を行っていると思いますが、このような企画も日本の固有のイベントとして一つの仲裁地日本の間接的なアピール材料になるのではないかと思います。以上です。

○山本座長 ありがとうございます。いろいろと新しい提案あるいは今あるものを更に拡大するところでいろいろなアイデアを頂いたと思いますが、人材育成の点についてはこの程度でよろしゅうございましょうか。④については、先ほどもありましたが、全体との関係で少し調整を頂くということですが。

よろしければ、それでは続きまして論点 5、仲裁・審問施設の整備の点についてでございます。これにつきましては、この間の JIDRC の取組の経緯等も踏まえて、やり取

りもいろいろなコメントを頂いたところであります。ここでの論点整理としては、どのような形で、今後、この仲裁・審問施設の整備を進めていくかということで、①、②のような、その施設の在り方、それから費用負担の在り方について、そういう点をおよそ検討する必要があるのではないかとということが指摘をされているところであります。そこで、この点につきまして、全体としてどのようにあるべきかという点、それから、その際にどのような点を考慮して、あるいは重視して今後進めていくかという辺りについて、委員の皆様様の御意見を承ることができればと思います。いかがでしょうか。高取委員、どうぞ。

○高取委員。2点ありまして、これも日弁連のワーキンググループの声を、集約まではできておりませんが、声を拾う作業をしたところです。第1に、まず前回U&I事務所のヒアリング施設について、客観的な面とか運用面が非常に優れかつ効率的であるという報告をしました。ただ、その立ち位置やアピランス、公正中立性についても含めて、問題提起がされ、そこをどう担保していくのかというところに懸念を示す声もあるという点は指摘しておきたいと思います。ただ、では、そこを修復する形で今後施設として運用・利用を拡大していく、あるいは情報提供していく上で、さらに公正中立性を担保するような継続的なウォッチングしながら利用していくこともあり得るのではないかというふうに個人的には思います。

第2に、施設そのものへのサポートや資金的な援助という点について、大きい流れとしてJIDRCについて施設運営については頓挫してしまったという残念ことがありましたが、ただ、やはり日弁連ないしワーキンググループの大きい声としては、諦めてほしくないと考えています。つまり審問施設を日本独自に持つことについては、やはり軽々に諦めるべきではなくて推し進めるべきでしょうという声の方が大きいように見受けています。ただ、一方で、これは私個人の意見ですが、施設だけにこだわるのではなくて、先ほど小川委員と東委員、小原委員からいろいろ声がありましたように、やはりその人材育成が重要で、人を育てて運営する力が出て、かつプレゼンスが海外でも高まることにつながることは間違いないわけで、そこでの援助・資金面は非常に重要ですし、これは何も弁護士のメリットのためにやっているわけではない。ここは前回道垣内先生が指摘された点についての懸念はもっともなのですが、そうではない部分も強調したい。つまり法の支配を私的自治の上で自分たちの紛争を解決してくれる人材を育てるとことは、これはもう国益ですし、ある意味、世界的な公益ですし、法の支配を世界的に実現していくためには「人は城」という考えで作っていかなければいけない。そこにやはり財政的なサポートをするというのは、法の支配を目指す日本政府としては当然のことではないかというふうに思います。以上です。

○山本座長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。小原委員、どうぞ。

○小原委員 ありがとうございます。小原でございます。理想型は、やはり国際水準の仲裁施設が東京にもあるということで、それをきちんと世界に誇っていけるような施設があるということはとても大事だと思っています。では、それに誰がお金を付けるのかというのが問題になってくると思います。最終的には、日本にある仲裁機関が非常に潤って、その仲裁機関が世界水準の仲裁施設を持つというのが最終的な理想形なのだろうと思うところですが、現に、理想と現実の間で、かつ JIDRC のオペレーションを行ってみて、実際に、この仲裁・審問施設の運用というものが、どれくらいお金が掛かるものかということが分かった中で、そのギャップをどうやって埋めていくのかというのが一つ大きなポイントなのかと思っています。他の仲裁・審問施設の情報を今回のヒアリングの中で集めてみると、やはりその収入源をどうやって確保していくのか。仲裁だけで審問施設を回している国は、国の支援なくしておそらくないのだと思います。ですので、国の支援もいただきつつ、なおかつその支援には限度があることから、どうやってビジネスモデル的にサステナブルなプランを作っていくのかというところが、一つ知恵の出どころかと思っています。何か研究会の場で、具体的な案が出せるわけではないのですが、決して諦めるものではなく、具体的なサステナブルなプランは検討し続けるべきではないかと思っています。

JIDRC のプロジェクトを翻って考えてみると、JIDRC が審問施設という箱物の運用のみではないことがうたわれていましたが、そのとおりだと思います。JIDRC は、仲裁のイベント、仲裁のトレーニングを行う際に、正に、この JIDRC に常に人が集まって多くの仲裁関連のイベントが行われてきました。イベントを行う物理的なスペース、さらに、海外とつないだ様々な国際的なイベントを開催するためのエンジニアなどの人材及び機材といったハード面。そういったものが全て整っていて、やはり、あれだけの国際的なイベントをコロナにもかかわらず JIDRC で実現できたわけです。箱といってしまうと箱なのですが、この施設の持つ重要性というのが、施設がなくなって改めて認識されたのではないかと思います。案外これはそう簡単には手に入らないということが、なくなって非常によく分かったわけで、何とかサステナブルな形で、一定の限度がある国の補助を受けながら、現実的なプランを再度アプローチできたらよいのではないかと思います。具体的な構想の段階で恐縮ですが、目指す方向はそこではないかというふうに考えています。

○山本座長 ありがとうございます。他にいかがでしょう。

○中山委員 中山です。よろしいでしょうか。正に、これはお金の話が一番大きいというふうに個人的に思っている部分でございますが、論点に関しましては審問施設の整備という点でございますが、今までこれも論点の中でありますようにソフトを整備をするのかハードが先なのかという点において、いわゆるいろんなヒアリングの結果にもあり

ますが、海外では専門施設がなくても機能していると。また、その理由は、仲裁に関することに対して担保できているということであれば、日本も同じようにそういった考え方をしながら、いわゆるソフト面に力を入れながら、繰り返しますが長期的な部分を考慮しながらやっていく必要があるかというふうに思っています。

一方で、ないよりあった方がもちろん良いわけで、そこはいわゆるユーザー側からの信頼度獲得のためにも、そういった施設があることにしましては、提供側もそうですし、ユーザー側も一定数の安心感は得られると。しかしながら日本国においてその安心感をそこまで求める必要がないといえますか、既にジャパンという信頼度の高い国なわけですので、そのいわゆる採算性が合わない部分にしましては再度考慮して、施設のいわゆる在り方は検討の余地があるのだろうと。その中で、やはり最初の方は規模縮小、コスト面も考えながら、一方で先ほどの質問に経産省さんは、そんなことは考えていないと言っていました、いわゆるユーザーにそういったような伴走・補助を行うことによって、そのユーザーの利益は、このいわゆる施設の運営に回れば、これ、いわゆる、しっかりしたサイクルが担保できるわけですので、そこに先ほど皆さんも言われているように政府のいってしまえば支援というのも間違いなく必要でありますし、短期的ではなく長期的な目線で見ると、ただ、莫大なお金を掛ける必要もないであろうと。その中で適切な最低限の運用コストと、施設が自立できるような仕組みをしっかりと作るべき。その仕組みの財源というものは、例えば、こういったところに加入する会費とか、そういった会費収入とかで得ながら、得る一方で、例えばユーザー側がJIDRCの会員になるといったメリットは、やはり補助金とかそういったような伴走支援があるのだというふうに、かえって循環するわけですので、そういった発想がなければ、恐らくここで切ってしまうと多分この問題というのも日本は出遅れるのは間違いないのではないかというふうに思っておりますので、そこは、この論点5に対する整備の在り方とすれば、タワマンみたいな立派な施設ではなく、最低限の運用でソフトの強化をした上で、ユーザーの利益をしっかりと担保しながら、国がしっかりと伴走・補助をするというような考え方でいくことがサステイナブルな考えに正になるということかと思えます。余り合理性ばかりを見ても、それは普及にはつながりませんから、そこも柔軟に捉えてみてはいかにかというふうに思っております。以上です。

○山本座長 ありがとうございます。東委員、お願いします。

○東委員 東でございます。今の中山委員の御意見を伺ってしまして、実際問題振興をしていくという意味では、その補助金というのが一つ確かに大事なのだろうと思う一方で、前回も議論させていただいたこの論点1ではないですが、日本の企業のためだけということではなくて、法の支配なり日本のプレゼンスを上げていくのだというこ

とが目的なのだとしますと、一部のユーザーにだけ補助金を出すのは、それはそれでどう説明が付くのかという難しさがあるかと今伺いながら思った次第です。

他方で、審問施設に補助金を出すというのは、これは、別段日本のユーザーだけではなくて、誰が使ったとしても、そこをリーズナブルな価格でしっかりとした設備を使えるという意味で、そこは何ら論点 1 の目的のところとは矛盾しませんし、実際問題としては、この専用設備でなくても、きちんとしたところを紹介し、そこにノウハウを溜めていけば何とかなる一方で、ある種、国が積極的な政策として打っていくといったときの、この象徴的なといいますか、あるいは心理的な意味合いというのは非常に大きいのではないかというふうに過去のヒアリングを伺っても思っております。したがって、高取委員、小原委員から御指摘がありましたとおり、すぐに諦めるということではなくて、これが成り立つような、100%国で高いサポートを得てというふうになりますと、その分、他の施策に使えるお金が減るというようなことも、それは望ましいことではないと思いますし、なので適切なバランスというのが必要だとは思いますが、何かしらこのうまく成り立つ仕組みを、民間、国の双方で可能なサポートをした上で、何らか審問施設は持つと、専用の施設があってやっていくのだということが、この論点 1 の目的からしますと、やはり重要になってくるのではないかというふうに私は思っております。

○山本座長 ありがとうございます。高取委員、お願いします。

○高取委員 時間があるようですので。今、東委員から論点 1 に関連しての言及があったところは、私も正にそう思います。つまり法の支配の促進は、国際商事仲裁において、現在、法務省中心で推進されていますし、JCAA は経産省の管轄でやられていると理解しています。ただ、投資協定仲裁は経産省主導であり、日本仲裁人協会としても 7、8 年前に、経産省の依頼により、ICSID の投資協定仲裁にどう対応するかということで、シンガポール含めて各国の調査をした経緯があります。経済的な活動のみならず法の支配の実現のために、投資協定仲裁の活用については、貿易紛争もそうですが、ひいては国境の争いについても、状況によっては、解決できるわけですね。世界平和と抽象的に言うと少し浮いてしまうと思いますが、ひいては法の支配による紛争解決について日本が引っ張っていく材料としては、やはり投資協定仲裁も大きい柱としてはあると思うのです。そういう意味では、論点 1 のところでの法の支配の実現には、これは法務省だけではなくて経産省も投資協定仲裁を引っ張っていらっしゃるし、日本が国として巻き込まれる紛争も当然あり得るわけですので、そこはやはり一緒に歩いてほしいと思います。その中で、審問施設が日本で、それこそ第三仲裁地として投資協定仲裁の、例えば A 国と B 国の紛争を日本で投資協定仲裁として裁く人が裁ければ、理想的な法の支配を実現する日本がリーダーシップを取っている

ことになりますので、そういうプラットフォームをやはり諦めるべきではないと思います。以上です。

○山本座長 ありがとうございます。小原委員、お願いします。

○小原委員 小原でございます。併せて経産省様にアピールとして申し上げますと、やはり審問施設が一番必要としているのは中小企業などのユーザーではないかと思っております。係争額の大きくない紛争の場合には仲裁にかかるコストを抑える必要性も高く、コストを抑えられる審問施設は重要になってくると思います。そういう意味で経産省様と関連性のある中小企業にとっての仲裁の利便性を高める観点からも審問施設に意義があると言だけ付け加えさせていただきます。

○山本座長 ありがとうございます。小川委員、お願いします。

○小川委員 具体的なコメントということではないのですが、先ほど来、東委員からも論点1のところでも長期的にいわゆる第三国仲裁、どの国の企業にとっても使いやすい仲裁制度を作っていくのだ、実践していくのだという。これは、私はむしろ長期的な目標のところに設定をされると思うのですが、これは中井先生からもヒアリングの時にコメントがあったところだと思います。長期的にはそうだとすると、短期的にどういう戦略で仲裁を振興していくのかということも、やはり時間軸も併せて考えておくべきではないかというコメントがあったと思います。そう考えると、これは施設の話だけではなくて仲裁振興一般の話だと思うのですが、やはり私の理解ではICCのようないわゆる国際機関を除けば、各国の仲裁機関を利用している当事者の国籍というのは、圧倒的に、その国に所在する企業が多いということは、一般的な傾向として言えるのだろうと思います。

そうすると、短期的にという言い方が正しいかどうか分からないのですが、やはり施設の話にしても、日本を仲裁地とする契約を増やすのだということにしても、ユーザーという言い方が先ほど来、出ておりましたが、やはり日本企業とか、経済界といったらよいのですかね、やはりその理解とか、後押しとか、一緒になってやっていくのだということの巻き込みがなくしては、やはり長期的に見てそういったことも、なかなか工程としては見えづらいかということを思います。先ほど来、国内企業向けの広報という形で、それは一部実現できる場所はあると思いますが、この後に出てくる関係機関の連携をどうするということが出てくるかもしれませんが、やはり日本企業、経済界、経済団体といったところをどういう形でより巻き込んでいくのかということは、長期的に言えば、そういった支えがあるかないかによって、その恒常的な審問施設が長期的にサステナ

ブルな形で立つのか立たないのかということが決まってくるのではないかというふうに思います。

○山本座長 ありがとうございます。

○中山委員 中山です。すみません、失礼いたします。今までの会話の中で私も素人ながら疑問に思うのですが、先ほど出ているような法の支配の推進が日本のプレゼンス向上であるという論点 1 というものがあるのですが、その前段で、だからこそ国際仲裁の浸透という言葉がありますが、言ってしまえば、国際仲裁の浸透をしなければ法の支配の推進が向上されないのかという、私は、これは法の支配という全体的な部分の中の一部の国際仲裁を抽象的に、今、話をしているというふうに理解しています。その国際仲裁は、それは、総じていろいろな方面からある中での、私は企業の活用の裾野を広げることが、一つのプレゼンス向上になるのではないかというふうに捉えているものですので、であるならば、活用する側の目線の部分を論点として考えてあげるべきかというふうに思っている次第でございます。

であるならば、その論点 1 の③にある、いわゆる日本企業がという部分に焦点を当てて、そこに対する適正かつ長期的なお金の使い方を見たときに、では、今の論点 5 の施設の在り方を考えたときに、この議論は最終的に私は最小限であるべきかつ、そのお金は利用者への何らかの形、具体的なことがあるわけではないのですが、何らかの形であったり、ソフト面にしっかりと使える方がよいのではというふうに思っている次第です。以上です。

○山本座長 ありがとうございます。その重点の具合は、多少広がりがあるかと思いますが、基本的な認識として、私は何う限りではそれほど大きな違いはなかったらというふうに思います。非常にばくつと言え、やはり、この施設の問題というのは他の様々なソフト面といいますか、これまでの広報とか人材養成というものとバランスを図りながら進めるべき問題であって、海外では、こういうことが必ずしもなくても振興がされているところもあるというようなことが一方ではあると。

しかし、他方では、長期的な視点からすれば諦めるべきではないということで、どこまでのあれにするかという時間軸についての認識は、多少、委員によってばらつきがあるのかもしれませんが、将来に向けて実現可能なサステナブルなプランというものを引き続き検討していつ、何らかの形での自前の施設というようなことを、将来的には少なくとも考えていくべきであるというような、大体のところは、非常に大雑把には、そういうようなところで、そのような認識の違いが見受けられましたが、事務局から何か確認しておくべき事項とかはありますか。

○宮崎大臣官房国際課付 ないです。

○山本座長 ありがとうございます。それでは、これもそういった認識を踏まえて具体的に取りまとめを御検討いただきたいと思います。それでは、論点としては、最後になりますが、これまでのところで既に私の認識では、この点について、いろいろと含めて御意見を頂戴していると思いますが、論点 6 の仲裁振興事業の実施体制、連携という点。これまでは、仲裁振興事業の中身だったのですが、それをどういうふうに行っていくのかという論点で、1 で政府の関与の在り方の問題。それから 2 の方で、それぞれの主体間の役割分担あるいは連携の在り方といったところが、いくつか項目として掲げられているところで、先ほど申し上げましたが、これまでの議論の中でかなり触れられている部分もあろうかと思いますが、改めて、この点、国の役割あるいは各機関の役割、連携の在り方で、お気付きの点があれば御指摘いただければと思います。高取委員、お願いします。

○高取委員 論点 6、つまり仲裁振興事業の体制・連携と、それから論点 4 の人材育成は、私は表裏一体といいますか、別の言い方をすると人材育成は最大の仲裁振興の手段でありエレメンツと考えます。また、振興を図るためには人材育成が不可欠ということを、どこか論点 4 のところか論点 6 の 3 として、例えば人材育成は非常に重要な振興策の一つであると記載して頂きたい。この意識を各関係機関や、国もそうですが、皆さんが共有することで、先ほど申し上げたお金の入れ方もそうですが、また、道垣内先生が指摘されたような問題に対応する手段として一つ入れていただきたいと思います。ただ、それを入れると余りにもその人材育成だけが浮いてしまうとなれば、注記等に入れることになるのかもしれませんが、やはり視点の置き方として、人材育成は仲裁振興の重要な要素であるということは、論点 6 か、論点 4 のところに書いていただきたいと思いますというのが私の希望であります。

○山本座長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。東委員、お願いします。

○東委員 論点 6、ここで御記載いただいた内容は途中でもコメントさせていただいたとおり非常に大事かと思っております。このヒアリング結果の中にも、政府から独立していることが重要だというマーケルト弁護士の意見等があったように、仲裁については、政府が大方針を決めて一方的にああしなさい、こうしなさいというものではないというふうに、それは多分ここにいらっしゃる皆様同じ認識だと思うのですが、他方で、それがゆえにいろいろな関係団体がある中で、誰がリードをとって、誰がセンターとなって方針を決めていくかというところがぼやけてしまいがちかというふうに認識しております。それに対して、どういう方策があるかというのはこれから検討ということではあるかと思

いますが、基本的には、今回こういう機会を頂いていろいろな関係機関の方の御意見を伺ってということをしたわけですが、やはり今まで以上に連携を深めて定期的に議論なりする中で方向性の一致を見ていくということなのかなと感じております。

それから私の関係でいいますと、この④のところで経済団体との連携の在り方というところがございまして、私がおります日本製鉄は経団連に参加しておりますが、当然こういった経済団体との連携はより深めていく方向ですべきだと思っておりますし、在り方としましては、やはり経済団体の方がユーザーとしてのニーズですとか意見というのを発信し、他方で、仲裁関連機関からはいろいろアップデートをいただくですとか、という在り方で議論を定期的にするような場があったらよいと思います。経団連とそういう話をしているわけではございませんが、一般論としてそのように考えております。

○山本座長 ありがとうございます。それでは、小原委員、お願いします。

○小原委員 ありがとうございます。小原でございます。1の政府の関与の在り方についてお話をさせていただきます。既にこれも出ていることばかりでございますが、国の非金銭的な支援の重要性についてもコメントさせていただきます。過去の JIDRC の活動を見てみても、国が働きかけを行ったことで、今まで実現できなかったことができたということがたくさんありました。それらの例を挙げながら、引き続き国に御支援いただきたい点を列記させていただきます。

一つは、法務省様との関係でいいますと、法務省様がいろいろな仲裁関連のイベントを後援してくださり、また例えば UNCITRAL や ICSID の責任者を日本の招致して下さったことで、JAA がそれらの責任者に御登壇頂くサイドイベントの企画を立ち上げることが出来ました。このような企画は、民間だけではできないと思っております。

法務省様の観点でいえば、先ほどもありましたが司法修習の中のプログラムに仲裁のプログラムを入れ込むとか、裁判所とのフロントになって裁判官に対して仲裁実務の御説明を差し上げる企画を立ち上げていただきました。こういった企画も、我々が、いきなり裁判所にアプローチしてもできるものではございませんので、法務省様による働きかけは非常に有り難いと考えております。まだまだ法務省様に働きかけいただける仲裁振興策や人材育成策が多々あると思います。

経産省様との関係では、先ほど高取委員の方から御紹介がありましたが、数年前の経産省様から JAA が委託調査を受託した案件で、経産省様の方から、どうも投資協定又は EPA、FTA の交渉をしていると相手国が、外国投資家と国との紛争解決条項に自分たちの仲裁機関を入れ込みたがるのだけれども一体何なのだろうと当時の担当官の方が各国の仲裁振興に関心を持たれて、アジア諸国でどのような仲裁振興が行われているか調査するよう御指示いただきました。その調査結果を踏まえ、仲裁振興に対する国の役割への関心が高まったと思います。国自身が仲裁に更に関心を持

っていただく。一体どういう施策を他の国が取っているのかにも関心を向けていただくというのは、とても大事なことだと思っています。

更に、経産省様が JIDRC をサポートしてくださった中で、とても大きかったかと思っておりますのが、業界団体とのコネクションを付けてくださったというところです。これは、経産省様からのお声掛けがあったことによって、様々な業界団体が仲裁に関するイベントを前向きに受け止めてくださったと思います。仲裁に関して馴染みのない業界も多いと思いますので、仲裁振興策という観点から、ユーザーである企業にアプローチするにあたって、経産省様からの御紹介は、潤滑油となり、とても有り難かったかと思います。

最後に、諸外国を見ても、国の重要な国際仲裁イベントを行うにあたって、その国の裁判所や政府が様々な形で関与し、その国が仲裁を支援していることをアピールしています。これは海外へのアピールとして仲裁地の振興にも非常に重要になります。金銭的な支援を大変重要ですが、非金銭的支援も同様にとても大事なのです。非金銭的支援の重要性も改めて御認識いただいて、一層御支援を頂きたいと思います。

○山本座長 ありがとうございます。政府の在り方について大変具体的なところまで言及、御示唆を頂いたと思います。他にこの論点についていかがでしょうか。

○中山委員 中山です。一言だけでございます。今までのこの論点 6 に関して私も重複するところを今までに述べてしまったところもあるので、この④の経済団体の件に関して、意見というわけではないのですが、今の実情の感じたことでございます。昨年、某団体の某理事とこの問題について話した時に、やはり余りまだまだ重要視していないかという点を感じました。もう 20 年ぐらい掛かるようなことをお伝えされて、それも正に、まだまだこの部分には長期的な時間が掛かるのだらうというところで、一方でその団体が、今、全く目を背けているというわけでもなく、もちろん重要な問題であるというふうなところもありましたが、重要度としては、まだ今は低いかというのは正直感じた部分がありました。

とはいっても、今、コロナが明けてインバウンドなんかのいろいろな観光支援の部分においても 4 兆円から 15 兆円回復させましょうなんていう観光庁の動きとか、いわゆるそういった部分の企業活性を図っているということは、いずれまた日本の中小企業の海外との取引というのも、もちろん増えてくるわけで、そうなってくると必ず問題も起こり得るということも考えれば、やはり、どこまで深くなれるかというのは、今の段階では考えを伝えられませんが、広く関係を構築をする働きというのは必要であらうというふうに考えておりますし、日商は、いわゆる 515 の商工会議所が全国ございますので、その一つひとつとしっかりと、特にインバウンドなんてなってしまうとそういった地方の CCJ が大事でございますから、そういったところの個別の連携もしっかりと図ることも、

もちろん人手不足という問題もあるのですが、そこに目を向けることも必要かというふうに思っております。以上です。

○山本座長 ありがとうございます。先ほど東委員の御発言を含めて経済団体との連携等について具体的に御示唆いただけたかと思えます。他にいかがでしょうか。①、②、③の辺りは、これまでの議論の中でかなり言及をしていただいたところかというふうに思いますが。東委員、どうぞ。

○東委員 コメントというのは質問になってしまうかもしれないのですが、⑤は、あえて日本を拠点とする外国人仲裁実務家との連携とお書きいただいておりますが、別段日本を拠点とする方々に限らなくてもよいかと、すみません、素朴に思ったりもいたしますが、ここはあえて限定していらっしゃるのはどういう御趣旨だったのでしょうか。

○宮崎大臣官房国際課付 ここは日本を拠点とするというふうに書いておりますが、イメージとしては、外国法事務弁護士の方とかというのをイメージで書いていたところはありましたが、多分御指摘いただいた後のところはそのとおりかもしれません。貴重な御意見として承りたいと思います。

○松本国際課長 ヒアリング結果の JAA の方の御発言の中で、我が国を拠点に仲裁実務をしているといったところから引用しているところもございましたので、このような書きぶりになっておりますが、それに限定しなければいけないという理由はないと思います。貴重な御指摘をありがとうございます。

○山本座長 他にいかがでしょうか。小川委員、お願いします。

○小川委員 東委員から⑤の日本を拠点とする外国仲裁実務家との連携の在り方という形でコメントがあり、私も別に日本に限る必要はないと思いますが、ただ、そのアプローチとして、例えば外国企業が何か契約交渉で仲裁地について何か考えているときに、日本にいる外国弁護士の方が JCAA のことをきっちり理解あるいは仲裁地日本の良さをきっちり理解していただいて、その中で後押しするようなコメントをしていただくと、どちらかというと、これは短期的な意味かもしれませんが、日本を仲裁地とする契約というのが入りやすい、あるいはアプローチしやすいところだと思うのです。逆にいいますと、これは JCAA と日本にいる外国の仲裁実務家との距離感というのが、今まで本当に近かったのかどうかということを考えますと、若干自信がないところがあります。しかし、最近では、例えば日本でも CI Arb の日本のヤングメンバーと連携する形でセミナーの後援等々もさせていただきますし、あるいは Japan Arbitration Club とい

う、これは完全に仲裁機関あるいは事務所とは独立をした仲裁に関心のある方全般ということなのですが、外国人だけでなく日本人もいっぱいいるのですが、そういうコミュニティというのができています。そういった日本にいる外国実務家との距離を縮める、というと今まで距離があったのか、ということになるのですが、その方々に理解してもらえないのに海の向こうにいる外国の実務家に日本の良さを理解してもらえるとすると何かまたハードルが高いので、別にネガティブな意味で国内向けということをいっているわけではないのですが、やはりできるだけ近いところから少しずつ積み重ねていって、日本の仲裁の良さ、JCAA の良さを分かっていたかどうかということが、順序あるいは優先順位としては高いところなのかなというところは思います。

○山本座長 他はよろしいでしょうか。それでは、これで一通りは御意見を頂けたかと思えます。全体を通して、もし何か言い落とした点とか、特に強調したい点等がございましたら、まだ数分時間はありますのでお願いします。高取委員、どうぞ。

○高取委員 高取です。先ほど私が発言して小原先生にもフォローしていただきましたが、プラスしてやはり経産省には、ぜひ積極的に一緒にアウェイに出てほしいと考えます、その一つの例として、投資協定仲裁のお話を先ほどしましたが、公開情報である EPA があります。日本が外国と締結している EPA の紛争解決条項をご覧になった方は余りいないと思うのですが、改善の余地があります紛争解決をアドホックで行うのか、ICC を使うのか、SIAC を使うのか、ICSID を使うのか、PCA で仲裁人を選ぶのか、その辺が非常に不明確であったり、最終的に相手方と合意できない場合はくじ引きで決めましょうという条項もあります。これも結構驚くべき、国益を害しかねない紛争解決条項がまだ入っている状態のようです。これは何が原因かという、そこに関わる当時の官僚の方たちが一生懸命作ったのだと思うのですが、国際投資協定仲裁ないし国際紛争をどう解決するかについて習熟している人材が不足しており、チェックが十分でない点などが大きな課題であり決して他人事ではないと考えます。これは、その紛争解決条項について、例えば日本が訴えられたら本当にどうやって国を守るのだということは経産省だけではなくて外務省も考えるべきところなので、決して他人事ではなくて、法の支配を実現しようとする法務省、国・国民の経済的利益を守るべき経産省、安全を含めて守るべき外務省が、連携して動くことが重要と考えます。実際に EPA の紛争解決条項等を見ますと、それをどう改定していくか、実際紛争になったらどのようにその紛争に対処するかについて日本国として適切に対応しないと非常にまずい。そのためには正にこういう我々の研究会で議論しているような基盤が整わないと進められませんので、ぜひそこは意識改革が必要なのではないかと思います。以上です。

○山本座長 ありがとうございます。大変重要な御指摘を頂けたかと思います。小川委員、どうぞ。

○小川委員 小川です。私の理解では、この関係府省の連絡会議というのは、特にこの研究会自身は法務省、経産省の主導で行っていただいているというところはあるのですが、その他の省庁の方々にも協力いただけたところは協力をお願いできればというふうに思います。例えば、現地の外国向けの広報というところで、例えば大使館とか、そういったところの何らかのリソースを、今は上川先生が外務大臣ですが、そういった何らかの形で現地の大使館等々のリソースを活かしながら、現地でのこういった仲裁の説明をするような機会があれば有り難いですし、先ほどインバウンドという話がありましたが、今後、やはり国内インバウンドの取引の中で、例えば国内的に大きな活動があるときに、金額が大きければ紛争になるリスクというのが非常に大きいという中で、これはお願いベースという感じになるかもしれませんが、今まで業界団体向けの説明については経産省さんに御協力を頂きまして、どちらかというと比較的輸出側の方が多かったかというふうに私は理解しています。ですので、今後は築き上げたコネクションを引き続き利用しつつも、インバウンド投資を行うときに、こういうところで紛争とかが起きやすいのではないかとしたら、こういったところに仲裁の説明に行った方がよいのではないかと、何か引っ掛かるところが少しでもありそうでしたら、ぜひ教えていただければと思います。これは国にということではないのですが、ある民間の方から実際にそういった話を頂いたことがあって、外国の政府向けに JCAA の仲裁の説明のパンフレット等々を取りあえず配ってもらったこともあります。これはインバウンド事業でひょっとしたらこれ大きな紛争になるかもしれないというようなところが、もし引っ掛かるのであればぜひ何か情報を頂けますと、せっせと広報活動に勤しんでまいりたいと思いますので、そういった面でも引き続き協力のほどお願いしたいと思います。

○山本座長 他にいかがでしょうか。時間になりましたが、よろしいでしょうか。それでは、本日の議論はこの程度とさせていただきますと思います。

2 閉会